

# 包括的方針戦略（案）

（環境省仮訳）

## ．序

1. この包括的方針戦略は、リオ宣言、アジェンダ 21 とヨハネスブルグ実施計画を踏まえて策定された、国際的な化学物質に関する戦略的アプローチ（SAICM）のハイレベル宣言で表明された約束に源を発している。SAICM は、関連する地球規模のフォーラムにおける国際的な化学物質安全の領域での既存の作業に配慮しつつ、可能な作業領域とそれぞれの関連活動、行動主体、目標と時間枠、進捗の指標と実施の側面についての表を提示した「世界行動計画」を含んでいる。戦略の構成は、以下のようになっている。

序

対象範囲

必要性

目的

A. リスク削減

B. 知識と情報

C. ガバナンス

D. 能力向上と技術協力

E. 不法な国際取引

財政に関する考慮

原則とアプローチ

実施と進捗の評価

2. 地方、国家、地域、地球規模を含むすべての関連部門及び関係者の関与は、透明で開かれた実施プロセス、及び意思決定における公衆参加、特に女性の役割の強化などと同様に、SAICM の目的を達成する鍵となると考えられる。SAICM の主要な関係者とは、農業・環境・健康・産業・関連する経済活動・開発協力・労働・科学を含むがそれらに限定されないすべての関連部門で、化学物質のライフサイクル全般にわたる管理に関与する、各国政府、地域的経済統合機関、政府間機関、非政府機関、及び個人であると理解される。個人の関係者には、消費者、処理業者、雇用者、農業者、製造者、規制者、研究者、供給者、輸送業者、労働者たちを含む。

## ．対象範囲

3. SAICM は、持続可能な発展を促進し、また、製品中を含むライフサイクル全般において化学物質を対象とするという観点をもって、少なくとも下記を対象とし、またそれに限定されない広範な対象範囲をもつ。<sup>1</sup>

<sup>1</sup>各国政府はその権限において、製品が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、SAICM がその製品に適用されないという判断をくだすことが可能である。

(a)化学物質安全の環境、経済、社会、健康及び労働面

(b)農業用化学物質と工業用化学物質

4. SAICM は、特に化学物質の軍事的用途を取り扱うフォーラムにおける努力等の、努力の重複を避けつつ、今日まで策定されてきた手段とプロセスを尊重しながら、新しい手段とプロセスも取り扱えるような柔軟なものであるべきである。

#### ・必要性

5. SAICM の確立のための主要な推進力は、異なる国家間の化学物質の適正な管理の能力の拡大しつつある格差や、既存の手段とプロセス間の相乗効果を進める必要性、そしてヨハネスブルグ実施計画の 23 章<sup>2</sup>に謳われている 2020 年の目的達成のため、化学物質をより効果的に評価し、管理する必要性に係る拡大しつつある緊急性の認識にある。各国においては、SAICM に持続的な成功をもたらすため、より効果的なガバナンスの組織をもつ必要性もある。

6. リオ宣言とアジェンダ 21 が採択された、1992 年リオデジャネイロにおける「国連環境と開発会議」以来、化学物質管理の推進のために多くのことがなされてきた。規制のシステムが導入されるか、強化されてきた。化学物質についてははるかに多くの情報が入手可能になった。多くの化学物質が国家レベル又は国際的に評価されてきた。広範なリスク管理の手法が導入されてきた。化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）や環境汚染物質排出移動登録（PRTR）制度のような新たなツールが取り上げられ、開発された。新規の国際的な手段とプログラムが創られた。産業界はよりよい化学物質管理に貢献するための独自のプログラムを策定し、普及させてきた。そして今や多くの国々において、化学物質についての意識と良い慣行を推進させる、活発でよく周知された公益活動がみられる。しかしながら、下記の事項が認識されている。

(a)化学物質のための既存の国際的な政策の枠組みが完全には適正でなく、さらに強化される必要がある。

(b)確立された国際的な政策の実施が一様でない。

(c)既存の制度やプロセスの間の一貫性と相乗作用が完全には開発されておらず、改善の余地がある。

(d)現在使用されている多くの化学物質の情報がしばしば限定的か、存在せず、また既存の情報へのアクセスがしばしば限定的か、存在しない。

(e)多くの国々では、国家的、準地域的、地域的、地球的レベルでの化学物質の適正管理のための能力が欠如している。

(f)多くの国にとって化学物質安全の問題に対応するため、特に先進国と開発途上国及び移行経済国の間に広がりつつある格差の解消のために利用できる資源が不十分である。

7. リスク削減（リスクの防止、削減、修復、最小化及び廃絶を含む。）は、適切な場合には化学物質を含有する製品及び成型品を含め、化学物質のすべてのライフサイクルを通じた適正管理を遂行

<sup>2</sup> パラグラフ 23 を附録として添付する。

する上で鍵となるニーズである。下記の事項が認識されている。

(a)物質の役割と挙動へのよりよい科学的な理解に支えられ、製品のライフサイクルを通じたリスク評価と管理の戦略は、リスク削減を達成するための中心的事項である。

(b)科学的な方法と社会的経済的要因への考慮に関する情報を適切に踏まえたリスク削減手段が、化学物質の有害な影響とそれらの不適切な使用を削減し、廃絶するために必要である。

(c)子供や妊婦、家族形成期の人々、高齢者、貧困者、労働者及びその他の脆弱な集団の健康と影響を受けやすい環境に対する化学物質の悪影響を防止するために、リスク削減の措置を改善する必要がある。

(d)懸念のある化学物質の代替を含む、より安全な代替品の開発と経済的に利用可能な持続可能な技術の開発が加速されるべきである。

(e)開発途上国と移行経済国は、経済的に利用可能でより安全な技術と代替品へのよりよいアクセスを必要としており、それはまた有害化学物質の不正な取引を減らすことに役立つであろう。

8.知識、情報と公衆の意識は、化学物質を含有する製品や成型品を含めた化学物質の適正管理の意思決定のための基礎的なニーズである。下記の事項が認識されている：

(a)技術情報、有害性とリスク評価の結果、社会経済学的方法論、並びに科学に基づいた基準、調和したリスク評価及びリスク管理の原理の開発と適用のツールは、すべての行動主体に利用可能ではなく、これらの領域での科学研究の速度が加速される必要がある。

(b)化学物質について地域の人々が使用可能な、明快で容易に利用でき、時機を得た適切な情報が欠如している。

9.ガバナンスは、化学物質の適正管理を行う上で、多様な部門と多様な関係者の取組によって対処される必要のある重要な問題である。したがって下記の事項を認識する必要がある。

(a)多くの国々において、一部の関係者たち、特に女性たちと原住民社会の人々は、化学物質の適正管理に関係する意思決定のすべての側面に未だに参加しているわけではなく、このことは、対処する必要性のある状況である。

(b)拘束力のある手段及び他の関連するイニシアティブを含め、化学物質の適正管理のための現在の国際的枠組みの実施が一様にはなされておらず、このことは、対処する必要性のある状況である。これらの化学物質管理の活動については格差と重複があり、多くの国々において国家的、地域的、国際的レベルでの利用可能な資源の効率的かつ有効な使用を確実にするために、一貫性と協力を高める必要がある。多くの国家は地域的及び世界的な法的拘束力のある手段やその他の関連するイニシアティブを批准又は実施していないうえ、国家の化学物質に関する枠組みの格差に対処しておらず、また化学物質に関する活動を調整するための国家のメカニズムを策定していない。

(c)いくつかの国々においては、法的義務、補償及び救済を含む、人の健康、社会、環境への化学物質の社会的・経済的影響に対処するためのメカニズムを改善する必要がある。

(d)開発援助の計画や戦略、持続可能な開発の戦略や、適切な場合には貧困削減戦略を含む、関連する国家の政策文書において、化学物質問題は時折取り上げられるに過ぎない。

(e)SAICMの実施において、市民社会のすべての部門と民間部門の役割を推進する必要がある。

10. 化学物質の適正管理のすべての側面に関連する能力向上と技術的支援は、SAICM を成功裏に実施するために重要な要素の一つである。

- (a) ヨハネスブルグ実施計画の第 23 パラグラフにある目標に向かって前進するために、先進国と開発途上国及び移行経済国との間の対処能力上の広がる格差は解消されるべきである。しかしながら、いくつかの先進国もまた、この目標の達成に努める上で対処能力上の問題に直面している。
- (b) 化学物質と有害廃棄物の適正管理のための開発途上国や移行経済国の能力向上を目的とし、またよりクリーンでより安全な技術をそれらの国々へ適正に移転することを目的とする、さらなる協力が必要である。

11. 特に開発途上国と移行経済国にとって、有害な物質や危険な製品の不法な国際取引は切迫した問題である。

12. 多くの国々、特に開発途上国と移行経済国が、ヨハネスブルグ実施計画の第 23 パラグラフにある目標を追求する上で直面するであろう課題のひとつは、化学物質の適正管理を達成するために必要となる相当の財政的及びその他の資源へのアクセスを獲得することである。

## ・ 目的

13. SAICM の包括的目的は、ライフサイクルの全般を通して化学物質の適正管理を達成し、2020 年までに化学物質が人の健康と環境への有意な悪影響を最小限にするような方法で使用され、製造されることにある。その目的は、とりわけ世界行動計画に記載された実施活動を通じて、達成されるであろう。

### A. リスク削減

14. SAICM のリスク削減に関する目的は以下のとおりである。

- (a) 化学物質のライフサイクルを通じた、労働者を含む人の健康と環境へのリスクを最小化すること
- (b) 化学物質に関する意思決定の際に、特にリスクを与えうる化学物質に対して脆弱な又は暴露しやすい人、生態系及びその構成要素が考慮され、守られることを確実にすること
- (c) 化学物質への安全でなく不必要な暴露を避けるため、健康と環境への影響を含む、適切な科学的理解及び化学物質に関する詳細な安全性情報を含む、汚染防止、リスク削減とリスク廃絶を目的とする適切な社会的経済的分析に基づく、透明性があり、包括的で効率的かつ効果的な、リスク管理戦略を実施すること
- (d) 2020 年までに以下のことを確実にすること
  - ( ) 科学に基礎を置くリスク評価に基づき、そして費用と便益、より安全な代替物質の利用可能性とそれらの有効性に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質又は化学物質の使用<sup>3</sup>については、もはやそのような用途の

<sup>3</sup> 評価と関連研究が優先付けられる可能性のある化学物質のグループは、以下を含む：PBT（残留性蓄積性毒性物質）；

ためには製造・使用されず、

( )科学に基礎を置くリスク評価に基づき、費用と便益に配慮しつつ、人の健康と環境に不合理か他の手段では管理できないリスクをもたらすとされる化学物質<sup>3</sup>の意図しない放出によるリスクは、最小化される；

(e)環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に配慮しつつ、人の健康又は環境に対して深刻又は不可逆的な被害のおそれがある場合、予防的取組方法（precautionary approach）を適切に適用すること

(f)汚染防止のような未然防止措置の適用を優先的に考慮すること

(g)世界的な懸念となっている既存及び新規で到来しつつある問題が、適切なメカニズムによって十分対処されることを確実にすること

(h)有害廃棄物の発生を量と毒性の両面において削減し、保管、取扱い、処分を含む有害廃棄物の環境面で適正な管理を確実にすること

(i)有害物質と有害廃棄物の環境面で適正な回収とリサイクルを推進すること

(j)クリーナープロダクションと特別な懸念のある化学物質の知識に基づいた代替や化学物質を使わない代替を含む、環境面で適正でより安全な代替について、その開発と実施、及びさらなる革新を推進し、支援すること

## B.知識と情報

15.SAICMの知識と情報に関する目的は以下のとおりである。

(a)化学物質とその管理に関する知識と情報が、化学物質がそのライフサイクルを通して適正に評価され安全に管理されることを可能とするに十分であることを確実にすること

(b)すべての関係者に対して、以下のことを確実にすること

( )適切な場合には製品中の化学物質も含めた、化学物質のライフサイクル全体の情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能で、容易に利用でき、ユーザーフレンドリーであり、適正で適切であること。情報の適切なタイプは、化学物質の人の健康と環境への影響、それらの本来的な特性、潜在的な用途、防護措置と規制を含む

( )そのような情報が、とりわけメディア、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）のようなハザードコミュニケーションメカニズム、及び国際協定の関連条項を十全に利用することによって、適切な言語で普及すること

(c) パラグラフ 15(b) の文脈においては、人の健康・安全と環境に係る化学物質情報には機密性があるとみなされるべきではないことを踏まえ、このパラグラフに基づいて情報を入手可能とするに当たり、商業的、産業的な秘密の情報と知識が国家の法律や規制に基づいて保護され、又はそのような法律や規制がなければ当該情報は既存の国際条項によって保護されることを確実にすること

(d) 客観的な科学的情報を、人の健康、とりわけ子供たちのような脆弱な下位集団（sub-population）と、環境、特に脆弱な生態系への化学物質の有害性とリスクの評価を含む、

---

vPvB（高残留性・高蓄積性物質）；発ガン性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質；POPs（残留性有機汚染物質）；水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量又は高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質

化学物質政策に関連するリスク評価と関連する意思決定へ適切に取り入れることができるよう、利用可能にすること

(e)科学に基づく基準、リスク評価と管理の手続き、有害とリスクの評価結果がすべての活動主体に入手可能であることを確実にすること

(f)人々と環境への化学物質の影響を評価するために、特に指標の策定と使用を通じ、客観的科学的な手法と情報を入手可能にすること

(g)新たな問題を含め、化学物質の人と環境への影響を特定し評価するための科学研究の速度を速めること。また、化学物質の管理技術と、より安全な化学物質とよりクリーンな技術及び化学物質を使用しない代替と技術の開発に関連し、研究開発が実施されることを確実にすること

(h)GHS のシステムに含まれる、共通の定義と基準の実施を推進すること

(i)化学物質管理の最良の慣行、調和及び分担を推進するために、OECD のデータ相互受入れシステム IPCS の政府間機関からの化学物質安全情報を集めたデータベース (INCHEM) のように、IOMC<sup>4</sup>のさまざまな参加機関からの既存のリスク削減やその他のツールの範囲を、考慮と実施にあたり、広く利用可能とすること

(j)地球規模の懸念される化学物質の不適正な管理に伴って、持続可能な開発に及ぼされる現在及び今後の財政的・その他の影響の推計についての知識と情報を開発すること

## C.ガバナンス

16.SAICM のガバナンスに関する目的は以下のとおりである。

(a) 必要に応じ、多部門にわたり、包括的、効率的、効果的、透明で、首尾一貫しかつ非排他的で説明責任を確実にするような、適切な国家的及び地域的、国際的なメカニズムによって、また国ごとの、特に途上国と移行経済国の状況とニーズを考慮に入れた上で、化学物質のライフサイクルを通じた適正管理を達成すること

(b)各関連部門内での化学物質の適正管理と、すべての部門にわたる化学物質の適正管理のための統合されたプログラムを推進すること

(c)化学物質の管理行動の優先順位を特定する上での、利害関係者へのガイダンスを提供すること

(d)国際協定の実施に役立つものを含め、化学物質管理に関する国内法と規制の施行を強化し、実施を促進すること

(e)企業の環境と社会への責任に関係する規範を含めた、関連行動規範を推進すること

(f)危険な化学製品のすべての不法な国際取引を防止することを目的とした関連情報の交換のために、異なる国々において、税関を含む関係諸機関の間の緊密な国際協力を推進すること

(g)化学物質の安全性に関連する規制と意思決定の過程に、市民社会のすべての部門、特に女性たち、労働者、住民コミュニティの人々による、意味ある積極的な参加を推進し、支援すること

(h)化学物質の政策と管理における意思決定に女性の平等な参加を確実にすること

(i)国家の制度的な枠組みが化学物質の不正な国際取引の防止に対処することを確実にすること

(j)SAICM の実施に沿った国際的なレベルでの組織的な援助活動を支援すること

(k)貿易と環境政策の相互補完性を促進すること

(l)SAICM の目的を前進させる製品を開発・改善するために、産業界のための育成的枠組みを提供

<sup>4</sup>IOMC の参加機関は、国連の FAO、ILO、OECD、UNEP、UNIDO、UNITAR、WHO

し、支援すること

(m)政府、国際機関、多国間機関の事務局及び開発当局の化学物質の適正管理に向けた活動間の相乗効果を高めること

(n)国家、地域、世界レベルで政府、民間部門及び市民社会の間の化学物質の適正管理についての協力を高めること

#### **D．能力向上と技術協力**

17. SAICM の能力向上と技術協力に関する目的は以下のとおりである。

(a)化学物質のライフサイクル全体の適正管理の能力を、必要に応じ、すべての国において、とりわけ開発途上国と移行経済国において増大させること

(b)先進国と開発途上国及び移行経済国間の対処能力の広がる格差を狭めること

(c)技術支援と能力向上に関するパリ戦略計画との相乗効果を最大化しつつ、開発途上国及び移行経済国に向けた、またそれらの国家間での技術協力と、適切でクリーンな技術の提供のため、パートナーシップとメカニズムを確立し強化すること

(d)開発途上国及び移行経済国における持続可能な能力向上戦略を策定・実施し、すべての国家間の協力を促進すること

(e)化学物質の適正管理のための能力向上について、相互の調整と情報へのアクセスを促進し、透明性と説明責任を高めること

(f)化学物質の適正管理のための能力向上を、国家の持続可能な開発戦略、貧困削減戦略文書や国家援助戦略を含む社会経済の開発戦略の優先事項に含めること。また、化学物質を国家の政策の重要部分とすること

(g)関係者たちへ、化学物質安全についてのプログラムと科学的な研究及び分析を開発、推進するとともに、開発途上国及び移行経済国における能力向上のプログラムを支援するように奨励すること

(h)開発途上国及び移行経済国において、他の国や国際機関によってすでになされた作業やすでに確立された化学物質の管理モデルを適切に使用することを奨励し、促進すること

(i)援助国、多国間機関、その他の関連活動主体において、貧困の削減と持続可能な開発における化学物質安全の意義に対する意識を増進すること

#### **E．不法な国際取引**

18. SAICM の不法な国際取引に関する目的は以下のとおりである。

(a)有毒で有害、また禁止され厳しく規制された化学物質について、それらの化学物質を含む製品、混合物、化合物、廃棄物を含めて、不法な国際取引を防止すること

(b)不法な国際取引の防止に関連する条項をもつ既存の多国間協定を支えるメカニズムと国内及び地域的な実施を強化すること

(c)開発途上国と移行経済国の国家及び地域レベルにおける不法な国際取引の防止と管理のための情報の共有を促進し、対処能力を強化すること

#### **．財政に関する考慮**

[19.SAICM は化学物質の適正管理を進めるための我々の国家的、地域的、地球規模の努力を反映すべきものである。このアプローチは既存及び新たな財政的支援の財源を要求すべきものであり、とりわけ、技術支援と能力向上のためのバリ戦略計画に基づくべきである。それはまた、SAICM の目的の実施のための能力の強化を加速するために、本パラグラフにおいて記述されるクイックスタートプログラムやその他の手段を用いることを含む、追加的な国家及び国際的な財政的資金の活用を含むべきである。開発途上国と移行経済国が 2020 年の目標達成に向けてどの程度の進捗を達成できるかは、部分的には、民間部門、二国間・多国間・地球規模の機関又は援助国によって提供される財政的資金の入手可能性にかかっている。SAICM の財政面の取決めは、とりわけ以下の項目を含む。

(a)SAICM の目的の財政的支援のための、以下の手段によるものを含む国家又は準国家レベルの行動：

( )さまざまなレベルにおいて、関連するプログラム、計画又は戦略に SAICM の目的を統合すること

( )SAICM の目的の実施を進めるために必要となるであろう変更を明確にするために、適切な場合には資金の必要性の評価を含め、現行の法律、政策、規制の評価をすること

( )経済的手段を含め、適正な化学物質管理のコストをカバーすることに役立つ国家及び準国家レベルの適切な政策を評価し、必要な場合は採択すること

( )適切な場合には、とりわけ開発途上国と移行経済国においては注意深い検討を要することを念頭におきつつ、化学物質の外部コストを内部化する意図をもつ経済的手段を、国家及び準国家レベルで評価し採択すること

( )各国政府とその他の関係者は、経済的手段の国における使用についての経験と研究に関する情報交換を行い、その情報を広く入手可能とするために UNEP へ提供すること

(b)産業界に対して以下を推奨することを含め、SAICM の目的実施において、産業界のパートナーシップ及び財政的・技術的参加を高めること

( )現行の自発的な産業界のイニシアティブを、SAICM の目的実施に関連した大きな課題に対処するために見直し、強化すること

( )SAICM の目的実施のために、基金、学界、非政府機関とのパートナーシップを含む新たなイニシアティブを開発すること

( )良好な企業の社会と環境への責任についてのイニシアティブを継続させ発展させながら、SAICM の目的実施のため、現物供与を含め、資源を提供すること

(c)以下の手段を含め、SAICM の目的実施を多国間及び二国間の開発援助計画に統合すること

( )開発途上国と移行経済国は、必要であれば援助国の技術的支援を伴って、SAICM の目的実施を開発援助計画に影響をおよぼす適切な国家の文書に統合するように考慮すること

( )援助国は、SAICM の目的を、持続可能な開発を支援する二国間援助組織の計画の重要な要素として認識することによって、開発途上国と移行経済国の要請に応えとともに、それらの各国とのパートナーシップによる作業を行うこと

( )国際的な財政機関、国連の専門機関、基金及び計画、並びにその他の政府間機関に対して、SAICM の目的を適切であればその活動の中に含めるよう勧めること



(d)以下の手段を含め、関連する地球規模の資金の既存の財源をより効果的に使用し、それらを基本とすること

( )地球環境ファシリティー（GEF）とモントリオール議定書及びその多国間ファンドの任務の範囲内で、適切かつ関連する SAICM の目的の実施をいかに支援できるのかを特定し、それを報告するように勧めること

( )これらの既存の財源が与えられている任務に応じて十分かつ持続可能に補給されるよう奨励すること

( ) SAICM の目的実施のための、被援助国における優先的な必要事項のうち、地球規模の環境面の利益を達成するための追加的費用に関連する部分の財源に関連し、目的が明確で適正かつ持続可能な、地球環境ファシリティーにおける化学物質関連フォーカルエリア又はその他の追加的な計画活動を特定する必要性を考慮すること

(e)「クイックスタートプログラム」の確立によって、SAICM の目的実施のための初期の能力向上活動を支援すること。プログラムは、自発的で時限的な信託基金を含み、多国間と二国間、さらにその他の形態の協力を含む。信託基金は UNEP によって管理される。このプログラムを確立する段階として、以下の項目がある。

( )UNEP が SAICM のプロセスと組織的な仕組みの特徴について十分に考慮に入れながら、IOMC の参加機関、UNDP 及び世界銀行と協力して、スポンサーとともにプログラムの開発を促進するように勧めること

( ) IOMC の参加機関、UNDP 及び世界銀行が、プログラムの実施について調整し、ICCM に報告するように勧めること

( )プログラムに拠出する立場にある各国政府に、拠出を勧めること

( )産業界、財団、その他の非政府機関を含む民間部門に対して、プログラムへの拠出を勧めること

( )他の国際的な財政機関と政府間機関に、プログラムを支援するよう勧めること

(f)以下の手段を含め、各国政府とその他の利害関係者に、SAICM の事務局が、パラグラフ 28 にある職務を遂行することを可能にするために、資源を提供するよう勧めること

( )UNEP に、それらの職務を支援するために既存の自発的な信託基金の援用と強化のための取り計らいを勧めること

( )すべての国家と地域経済統合機関に拠出を勧めること

( )産業界、財団、その他の非政府機関を含む民間部門にも、拠出を勧めること]

## 原則とアプローチ

[20.世界行動計画を含む SAICM を策定し実施する際に、政府や他の利害関係者は、以下の原則とアプローチによって導かれる。

(a)もともと一般的な適用のために開発された原則とアプローチ。

( )環境と開発に関するリオ宣言に関連した規定(第3原則を含む)において記載されているような世代間の公平性

( )環境と開発に関するリオ宣言第15原則において記載されているような予防

- ( ) 環境と開発に関するリオ宣言第 4 原則に反映されているような比例性
  - ( ) アジェンダ 21 及び環境と開発に関するリオ宣言第 16 原則において記載されているような費用の内部化(汚染者負担)
  - ( ) 環境と開発に関するリオ宣言第 10 原則において記載されているような公衆参加
  - ( ) 環境と開発に関するリオ宣言第 10 原則において記載されているような知る権利
  - ( ) 国連ミレニアム宣言パラグラフ 13 及びヨハネスブルク実施計画パラグラフ 4 において記載されているような適切なガバナンス
  - ( ) 環境と開発に関するリオ宣言第 7 原則において記載されているような国家間の協力
  - ( ) 環境と開発に関するリオ宣言とアジェンダ 21 において具体化されているようなパートナーシップアプローチ
  - ( ) 人間と環境に関するストックホルム宣言第 22 原則と環境と開発に関するリオ宣言第 13,16 原則において推奨された、そして国連国際法委員会の越境被害についての作業を留意した上での責任と補償に関する手段
- (b)特に化学物質管理の文脈の中で開発され、又はさらに発展された原則とアプローチ。
- ( ) アジェンダ 21 の第 19,20 章で推奨された、化学物質と廃棄物の適正管理のための調整され統合されたアプローチに基づいた統合的化学物質管理、
  - ( ) アジェンダ 21 の第 6,19,20 章に記載されているような未然防止
  - ( ) アジェンダ 21 の第 19,20 章に記載されているような代替
  - ( ) アジェンダ 21 の第 19 章でさらに発展させた世代間の公平性
  - ( ) 化学物質や廃棄物の多国間条約及び合意でさらに発展され定義された予防
  - ( ) アジェンダ 21 の第 19 章でさらに発展された知る権利、
  - ( ) 化学物質安全に関するパイア宣言でさらに発展されたパートナーシップアプローチ]

## 実施と進捗の評価

21. SAICM の実施及び進捗の評価を支援するための組織的な取り決めは、国内における調整、必要な場合には地域のプロセス、そして国際的レベルにおいては事務局によって促進される定期的レビューを含むであろう。

22. SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。適切な場合には、SAICM の地域実行計画が、同様の様式で策定されてもよい。その後続く実施段階では、特定の行動計画の実施に焦点を当てるべきである。平行して政府間機関、国際財政機関と民間行動主体は、これらの活動を支援し、また適切であれば、彼ら自身の行動計画の策定を検討するよう推奨される。関係者間のパートナーシップが、実施の支援に求められる。

23.化学物質管理の統合的アプローチを持続させるために、それぞれの政府は、すべての関係する

国の部門や利害関係者の関心事項が代表され、すべての関連する実質的な領域が対処されるよう、省庁横断的・組織横断的な SAICM の実施のための仕組みを確立すべきである。国内及び国際的なコミュニケーションを促進するため、それぞれの政府は、会議への参加のための招待や情報の周知を含む SAICM に関するコミュニケーションのための効果的な役割を担う SAICM ナショナルフォーカルポイントを指定すべきである。SAICM ナショナルフォーカルポイントは、国の省庁間及び組織間の調整の仕組みが存在する場合は、その代表者であるべきである。

24. ICCM は、SAICM の定期的レビューを行う。ICCM の機能は、以下のとおり。

- (a) すべての適切な利害関係者から、SAICM の実施状況の報告を受取り、適切であれば情報を普及させること
- (b) 2020 年の目標に対する進捗をレビューする観点から、SAICM の実施状況を評価し、戦略的な決定を行い、必要に応じて SAICM の編成、優先順位付けと更新を行うこと
- (c) 関係者に SAICM の実施状況についてのガイダンスを提供すること
- (d) 関係者に SAICM の実施の進捗を報告すること
- (e) 既存の国際的な手段とプログラムの実施を推進すること
- (f) 国際的なレベルでの化学物質管理の一貫性を推進すること
- (g) 国の化学物質管理能力の強化を推進すること
- (h) 実施のために必要な資金と技術的資源が確実に提供可能となるように作業すること
- (i) SAICM の資金調達の状況を評価すること
- (j) 新たな政策課題が生じ次第、関心を集め、適切な対処を求め、協力的な活動を行うための優先事項の合意を作り出すこと
- (k) 情報の交換と科学的、技術的協力を推進すること
- (l) 化学物質管理の課題に関して、適用される手続き規則に従って非政府機関も参加する、複数の関係者や複数の部門の議論や経験の交換のための高いレベルの国際的フォーラムを提供すること
- (m) SAICM の実施にすべての関係者の参加を推進すること

25. 適切な場合には、ICCM の会合は、相乗効果や費用効果性を増進するため、また SAICM の他部門性を促進するため、関係する政府間組織の管理機関の会合に隣接して開催すべきである。ICCM の会合は、ICCM が別の決定を行わない限り、2009 年、2012 年、2015 年と 2020 年に開催すべきである。

26. SAICM の実施は、ICCM の会期と会期の間にも、開放的で、複数の利害関係者や複数の部門にわたる手法で、効果的に継続されることが不可欠である。これを達成するために、以下のようないくつかの要素がある。

- (a) 地域会合は、SAICM の策定に重要な役割を果たした。開発途上国、特に後発開発途上国、移行経済国及び先進国のニーズを考慮し、この関与度合いと専門性の基礎の上に立つことが重要である。地域会合は、SAICM の活動への貢献、ICCM の将来の会合の準備、地域の専門家の交流と情報交換を促進するであろう。ICCM そのものと同様に、そのような会合は、予算外の財源の入

手可能性に応じ、地域又は地球規模の関連政府間機関の会合に隣接して開くことができる。

(b)地域会合の機能は、以下のことを含む

- ( )地域における SAICM の進捗状況をレビューすること
- ( )地域レベルで、すべての関係者に、実施に関するガイダンスを提供すること
- ( )技術的な又は戦略的な議論及び情報交換を可能にすること

(c)SAICM の実施は、かなりの部分、関連する政府間組織の活動に依存するであろう。これらの活動が適切に協調することを確実にするため、IOMC は、政府間組織の活動や作業計画に関する調整機能を果たすことを続けるべきである。

27.ICCM には、手続きの規則に基づく任務を持つビューローを置くべきである。

28.事務局によって果たすべき機能は以下のとおりである。

- (a)ICCM 及び地域会合について、最大限の複数の関係者の参加の下、会合及び会期間の作業を促進し、また ICCM の報告書や勧告を周知すること
- (b)すべての参加者による SAICM の実施状況について ICCM に報告すること
- (c)国、地域、そして政府間機関及び非政府機関にあつては国際的レベルにおいて、SAICM の関係者のネットワークの確立・維持を推進すること
- (d)関係者による SAICM の実施を支援するガイダンス資料の開発・周知を促進すること
- (e)関係者に、プロジェクトの提案の開始のためのガイダンスを提供すること
- (f)各国が SAICM を実施することについてのアドバイス、情報の要請に対する情報源の紹介、個別の国の行動を支援するための情報及び専門家へのアクセスの促進などのクリアリングハウスサービスを提供すること
- (g)ICCM からの勧告が、関連する地球規模及び地域の組織や機関に伝達されることを確実にすること
- (h)関連する科学的、技術的情報の交換を推進すること
- (i)各部門の専門性を引き出すために、IOMC の参加組織との共同作業関係を作り、維持すること

29.UNEP 事務局長は、SAICM の事務局を作るよう要請される。UNEP と WHO は、SAICM に関連したそれぞれの専門分野において、事務局の中で指導的役割を果たすとともに、UNEP が包括的な管理責任を果たす。SAICM の事務局は、ジュネーブの UNEP の化学品と廃棄物部門に併置され、既存の相乗効果を十分に利用する。SAICM の複数部門にわたる性質を反映するため、事務局は、IOMC の参加組織、UNDP 及び世界銀行と、そして適切であれば他の政府間組織とも協調又は協力して作業を行う。事務局は ICCM に報告を行う。

### 包括的方針戦略案の付録

ヨハネスブルク実施計画パラグラフ 23 のテキスト

ヨハネスブルク実施計画は、SAICM の包括的方針戦略を裏打ちする重要な政治的コミットメントである。その実施計画では、「政府、関連した国際的組織、民間部門そして全ての主要なグループ

は、非持続的な消費と生産パターンを変えることに對し積極的役割を果たすべきである」ということに合意されている。このことは、実施計画の第 23 パラグラフに定められたすべてのレベルでの活動を含むであろう。

23. 持続可能な開発と人の健康と環境の保護のために、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ 21 で促進されている約束を新たにする。とりわけ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す。また技術及び資金協力を行うことにより、開発途上国が化学物質及び有害廃棄物の適正な管理を行う能力を高めることを支援する。

これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。

( a ) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約が 2003 年までに発効することが可能となり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が 2004 年までに発効することが可能となるように、これらを含む化学物質と有害廃棄物に関する関係国際文書の批准と実施を促進するとともに、これらの実施に際して開発途上国を支援するとともに、調整を促進し、改善すること。

( b ) 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム (IFCS) によるバイア宣言及び 2000 年以降の優先行動事項に基づき、2005 年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチを更に発展させること、また、このために国連環境計画 (UNEP)、IFCS、化学物質の管理に携わるその他の国際機関、その他関係国際機関及び主体が、適切な形で、緊密に協力するよう促すこと。

( c ) 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム (GHS) を 2008 年までに完全に機能させるよう、各国に対し同システムを可能な限り早期に実施するよう促すこと。

( d ) 化学物質及び有害廃棄物の環境上適正な管理を向上させ、環境関連の多国間協定を実施し、化学物質及び有害廃棄物に関連する諸問題についての人々の意識を高め、更なる科学的データの収集と利用を促進することを目的とし、そのための活動を促進するためのパートナーシップを促進すること。

( e ) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の関係国際文書に基づく義務と合致する形で、有害化学物質と有害廃棄物の国際的非法取引を防止し、有害廃棄物の国境を越える移動と処分により生ずる損害を防止するための努力を促進すること。

( f ) 国内における PRTR 制度のような、化学物質に関する一貫し統合された情報の取得を促すこと。

( g ) 水銀とその化合物に関する UNEP のグローバル・アセスメントなどの関係する研究をレビューすること等を通じて、人の健康と環境に害を及ぼす重金属によるリスクの軽減を促進すること。